市意見の概要

- 1 届出概要
- (1) 店舗名称 パウ SBS 通り
- (2) 届出日 平成29年4月14日
- (3) 届出内容 法第6条第2項に基づく変更届

(営業時間 午前 10:00~午前 5:00 ⇒ 午前 8:00~午前 5:00)

(駐車場利用可能時間 午前 9:30~午前 5:30 ⇒ 午前 7:30~午前 5:30)

2 審査の結果

市意見なし

- 3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方
- (1) 交通に係る事項
 - ① 駐車場の必要台数の確保に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。
 - ② 経路の設定に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。
- (2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模 小売店舗立地法に定める市の意見はない。